

平成26年5月12日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

誠和建設(株) 小松市白江町ト10

2 指名停止期間

平成26年5月12日から平成26年6月11日まで (1箇月)

3 指名停止理由

平成26年1月25日に、同社の代表取締役(当時)が道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕され、同年3月25日に、金沢区検察庁により略式起訴された。上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表2-17(措置期間 1箇月以上 9箇月以内)に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712